
タッチ決済乗車取扱規則 目次

1. 総則

- 第1条 目的
- 第2条 変更
- 第3条 用語の意義
- 第4条 運賃の適用
- 第5条 適用範囲
- 第6条 契約の成立時期および適用規定
- 第7条 旅客の同意
- 第8条 利用環境

2. 使用

- 第9条 使用方法
- 第10条 効力
- 第11条 利用履歴の確認
- 第12条 制限事項
- 第13条 入出場の制限
- 第14条 免責事項

3. 無効

- 第15条 無効となる場合等
- 第16条 不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の収受等

4. 旅行中止

- 第17条 同一駅で出場する場合の取扱い

- 別表第1号 タッチ決済乗車が利用不可となる経路

タッチ決済乗車取扱規則

2024.10.29 現在

1. 総則

【目的】

第1条 この規則は、阪急電鉄株式会社(以下「当社」という)線内において、タッチ決済乗車により当社を利用する旅客の運送等について、合理的な取扱方法を定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

【変更】

第2条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【用語の意義】

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) タッチ決済媒体

タッチ決済機能のあるクレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、およびタッチ決済機能を搭載している携帯型端末等の情報端末をいう。

(2) タッチ決済乗車

カード会員番号等の識別情報を有するタッチ決済媒体を、サーバ管理型乗車券として使用する乗車方法のことをいう。

(3) 対応改札機

タッチ決済媒体を使用する際に、媒体が有する識別情報を読み取ることができる改札機をいう。

(4) 発行者

タッチ決済機能を有するカードを発行する者、およびタッチ決済機能を提供している者をいう。

(5) 管理サーバ

タッチ決済乗車に必要な各種のデータ（識別情報、入出場情報、利用履歴等）を管理するサーバをいう。

【運賃の適用】

第4条 タッチ決済乗車には大人片道普通旅客運賃を適用するものとし、小児旅客運賃は設定しない。

【適用範囲】

第5条 タッチ決済乗車による当社線の旅客の運送等については、サーバ管理型乗車券取扱規則、およびこの規則の定めるところによる。

2 この規則が変更された場合、以後のタッチ決済乗車による当社線の旅客の運送等については、変更された規則の定めるところによる。

3 当社線の旅客の運送等に関し、この規則に定めのない事項については、旅客営業規則等の定めるところによる。

【契約の成立時期および適用規定】

第6条 タッチ決済乗車による旅客との運送契約の成立時期は、入場の際、対応改札機等による改札を受けた時とする。ただし、相互直通運転における接続駅を経由して、当社線以外から乗車する場合は、乗車した列車が当該接続駅をこえて当社線に乗り入れた時点をもって、入場したものとみなし、運送契約が成立する。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定による。

【旅客の同意】

第7条 タッチ決済媒体を使用する旅客は、この規則およびこの規則に基づいて定められた規定(第2条により変更された場合における変更後のものを含む)を承認し、かつ、これに同意したものとする。

【利用環境】

第8条 タッチ決済媒体は、旅客が自らの責任において準備、維持しなければならない。なお、タッチ決済媒体の利用における情報端末の通信費用等については、旅客が負担するものとする。

2 タッチ決済媒体は、タッチ決済機能が所定の仕様に従って適切に動作することを前提とし、表示不良や環境設定に起因する不具合、故障またはバッテリー切れ、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスの状態が不安定等の事由により使用できる状態にない場合は、使用することができない。これらの不具合等によって旅客に生じる不利益は、全て当該旅客が責任を負うものとする。

2. 使用

【使用方法】

- 第9条** タッチ決済媒体は、旅客が当社線内および当社と共通利用が可能な社局線内の駅相互間を乗車の目的で、対応改札機等による改札を受けて入場し、同一のタッチ決済媒体により対応改札機等による改札を受けて出場する場合に、当該乗車区間に有効なタッチ決済乗車による片道普通乗車券として使用することができる。
- 2 前項の規定によるタッチ決済乗車を行った場合、当社は当該乗車区間の大人片道普通旅客運賃を収受する。小児がタッチ決済媒体を使用した場合も同様とする。
- 3 発行者は前項に定める運賃を当社に立替払いし、これにより旅客に対し当該運賃に係る求償権を取得する。なお、発行者の旅客に対する求償権の請求方法は、当該発行者が定めるところによる。

【効力】

- 第10条** タッチ決済乗車を行った場合のタッチ決済媒体の乗車券としての効力は、次の各号のとおりとする。
- (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効とする。
- (2) 入場後は当日に限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。

【利用履歴の確認】

- 第11条** 旅客は、管理サーバと接続するWebサイト等において、所定の手続きを行ったうえで、タッチ決済乗車の利用日、利用区間、運賃等を確認することができる。
- 2 前項で規定する確認は、利用日から1年間に限り行うことができる。

【制限事項】

- 第12条** タッチ決済媒体は、次の各号のいずれかに該当する場合には使用できない。
- (1) 1回の乗車につき、2以上のタッチ決済媒体を同時に使用すること
- (2) 他の乗車券と併用して使用すること
- (3) タッチ決済媒体に名義人が存在する場合に、当該名義人以外が当該タッチ決済媒体を使用すること
- (4) 利用可能枠のあるタッチ決済媒体を、利用可能枠を超えて使用すること
- (5) 偽造、変造、ならびに不正に作成または不正に取得されたタッチ決済媒体を使用すること
- 2 タッチ決済媒体を使用して、接続駅経由で当社線と複数の社局線を利用する場合、別表第1号に定める経路は使用できない。この取扱いにより、当社線内の各駅で降車できない場合は、全乗車区間の片道普通旅客運賃を現金等で収受し、発駅情報の消去処理を行う。

【入出場の制限】

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、タッチ決済媒体を使用して入出場することはできない。

- (1) 入場時に使用したタッチ決済媒体を出場時に使用しなかった場合で、当該タッチ決済媒体により再び入場しようとするとき
- (2) タッチ決済媒体により、乗車以外の目的で駅に入場し、同一駅から出場しようとするとき
- (3) タッチ決済媒体の破損、対応改札機等の故障または停電等やむを得ない事情により、タッチ決済媒体の改札処理ができないとき

【免責事項】

第14条 タッチ決済媒体の表示不良や環境設定に起因する不具合により生じた旅客の損害に関して、当社は一切補償しない。

2 使用環境によってタッチ決済媒体を使用できない場合、通信環境や管理サーバの不具合等により生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切補償しない。

3. 無効

【無効となる場合等】

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該タッチ決済乗車を無効とする。

- (1) 旅行開始後のタッチ決済媒体を他人から譲り受けて使用したとき
- (2) 係員の承諾を得ないで改札を受けずに乗車したとき
- (3) その利用方法に基づかず使用したとき
- (4) 偽造、変造または不正に作成されたタッチ決済媒体を使用したとき
- (5) その他不正乗車の手段として使用したとき

【不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の収受等】

第 16 条 前条のいずれかの規定に該当した場合は、旅客の乗車駅からの乗車区間に対する片道普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とを、あわせて収受する。

2 前項の規定により旅客運賃、増運賃を収受する際に乗車駅が判明しない場合、または次の各号のいずれかに該当する場合は、旅客営業規則第 97 条の規定を準用して取り扱う。

- (1) 第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、タッチ決済媒体を使用する旅客が、係員の承諾を得ないで対応改札機等による改札を受けずに入場したため、当該旅客の旅行開始駅が判明しない場合
- (2) タッチ決済媒体を使用して入場した後、当該タッチ決済媒体を紛失または不具合等により、タッチ決済機能を利用できなくなったため、当該旅客の旅行開始駅が判明しない場合

4. 旅行中止

【同一駅で出場する場合の取扱い】

- 第17条 旅客は、タッチ決済媒体を使用して入場した後、途中駅で旅行を中止し、旅行開始駅から出場しようとする場合は、旅行開始駅から途中駅までの実際乗車区間の普通旅客運賃相当額を現金等で支払い、タッチ決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- 2 旅客はタッチ決済媒体を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合、入場料金相当額を現金等で支払った後、タッチ決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

別表第1号(第12条関係)

「タッチ決済乗車が利用不可となる経路」

経路	接続駅	当社線
西元町以東より神戸高速線経由	神戸三宮	全線
神戸地下鉄線(谷上を除く)より谷上から新開地経由	神戸三宮	全線

新旧対照表

1. サーバ管理型乗車券取扱規則

現行	変更
<p>【目的】 第1条 (省略) 2 前項に規定する識別情報とは、<u>2次元バーコード等</u>の識別情報をいう。</p> <p>【用語の意義】 第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) (省略) (2) (省略) (3) デジタル企画乗車券 <u>サーバ管理型乗車券のうち、2次元バーコードによる識別情報が表示された情報端末とサーバ上の電子式証票を組み合わせた企画乗車券をいう。</u></p> <p><u>(4)</u> (省略)</p> <p>【適用範囲】 第4条 (省略) 2 (省略) 3 <u>サーバ管理型乗車券のうち、当社線におけるデジタル企画乗車券の取扱いについては、この規則によるほか、別に定める「デジタル企画乗車券取扱規則」による。</u></p> <p><u>4</u> (省略) <u>5</u> (省略)</p> <p>【取扱区間】 第5条 (省略) 2 前項の規定にかかわらず、<u>サーバ管理型乗車券は、対応改札機等を設置しない改札口では、取り扱わない。</u></p>	<p>【目的】 第1条 (省略) 2 前項に規定する識別情報とは、<u>2次元バーコードおよびカード会員番号等</u>の識別情報をいう。</p> <p>【用語の意義】 第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) (省略) (2) (省略) (3) デジタル企画乗車券 2次元バーコードによる識別情報が表示された情報端末を、<u>サーバ管理型乗車券として使用する企画乗車券をいう。</u> <u>(4) タッチ決済媒体</u> <u>タッチ決済機能のあるクレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、およびタッチ決済機能を搭載している携帯型端末等の情報端末をいう。</u> <u>(5) タッチ決済乗車</u> <u>カード会員番号等の識別情報を有するタッチ決済媒体を、サーバ管理型乗車券として使用する乗車方法のことをいう。</u> <u>(6)</u> (省略)</p> <p>【適用範囲】 第4条 (省略) 2 (省略) 3 当社線におけるデジタル企画乗車券の取扱いについては、この規則によるほか、別に定める「デジタル企画乗車券取扱規則」による。 <u>4 当社線におけるタッチ決済乗車の取扱いについては、この規則によるほか、別に定める「タッチ決済乗車取扱規則」による。</u> <u>5</u> (省略) <u>6</u> (省略)</p> <p>【取扱区間】 第5条 (省略) 2 前項の規定にかかわらず、対応改札機等を設置しない改札口では、<u>サーバ管理型乗車券を使用することができない。</u></p>

新旧対照表

2. 振替・代行輸送関連規則

現行				変更			
【振替輸送取扱範囲】 第4条 運行不能区間内を発着または通過となり、かつ、乗車に有効な乗車券を所持する旅客に限る。なお乗車券は運行不能となる前に購入した場合に限るものとし、下表のとおりとする。				【振替輸送取扱範囲】 第4条 運行不能区間内を発着または通過となり、かつ、乗車に有効な乗車券を所持する旅客に限る。なお乗車券は運行不能となる前に購入した場合に限るものとし、下表のとおりとする。			
乗車券の状態		入場前	入場後	乗車券の状態		入場前	入場後
券種【※】				券種【※1】			
普通乗車券		×	○	普通乗車券		×	○
回数乗車券		×	○	回数乗車券		×	○
定期乗車券(IC定期乗車券を含む)		○	○	定期乗車券(IC定期乗車券を含む)		○	○
IC証票(IC定期乗車券を除く)		×	×	IC証票(IC定期乗車券を除く)		×	×
団体乗車券		○	○	団体乗車券		○	○
企画乗車券		×	○	企画乗車券【※2】		×	○
				タッチ決済媒体		×	×
○：振替対象 ×：振替非対象				○：振替対象 ×：振替非対象			
【※】株主優待乗車証、株主回数乗車証、特殊乗車証、社員乗車証等は振替非対象				【※1】株主優待乗車証、株主回数乗車証、特殊乗車証、社員乗車証等は振替非対象			
				【※2】デジタル企画乗車券は「利用開始前=入場前」「利用開始後=入場後」とする			